

令和 6 年度 高崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 6 年 3 月 2 9 日制定

1 趣旨

高崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「本方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

本方針は、高崎市の全ての機関に適用する。

3 障害者就労施設等

本方針に定める障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (7) 障害者優先調達推進法施行令（平成 2 5 年政令第 2 2 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次に掲げる要件の全てを満たす事業所をいう。）
 - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障害者の割合が従業員の 2 0 % 以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 3 0 % 以上
- (8) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象品目

市が調達可能な役務及び物品の全てを対象とし、特に調達を推進すべき物品等については、別表のとおりとする。

5 調達目標

令和6年度の調達目標額は、令和5年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 高崎市障害者優先調達推進会議を設置し、当会議において調達方針の検討及び策定を行うとともに、調達方針の周知及び調達の推進を呼びかけ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の優先調達を図る。
- (2) 障害福祉課は、障害者就労施設等が提供できる物品等について、施設等からの情報に基づき、庁内外へ情報発信を行う。
- (3) 各部署においては、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (4) 障害者就労施設等へのあっせん・仲介を目的とする共同受注窓口から物品等を調達する場合については、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとし、共同受注窓口である一般社団法人群馬県社会就労センター協議会の設置する群馬県障害者施設等共同受注窓口を活用した物品等の調達を行う。

7 調達実績の公表等

年度終了後、各部局・各支所においては、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、障害福祉課に報告する。

障害福祉課は、各部局・各支所からの報告を取りまとめ、速やかに市ホームページに公表する。

【別表】

調達の対象品目

	品目	具体例
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	ほぐし織り賞状、賞状用額、衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	トイレットペーパー、机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	切手、ハガキ、収入印紙、仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など